

二月十九日 陸軍省發表

第九師團長は第十九路軍長に對し昨十八
日午後九時次の如き通告を交付した。
本職は平和友好的手段に依り任務を
達せんとする切なる希望に基き茲に貴
軍長に對し左の件を通告す

一、貴軍は速に戰闘行為を中止し二月二
十日午前七時迄に現第1線の撤退を
完了し二月二十日午後五時迄に黃浦江
西岸地区に於ては租界西北端曹家渡
鎮周家橋鎮及蒲淞鎮を連絡し線以
北黃浦江東岸地区に於ては爛泥渡及
張家樓鎮を連絡し線以北各租界ノ境
界線より各二十吉米の区域（獅子林砲
台を含む）の外に撤退を完了し且つ各地
域内に於て砲台其他軍事施設を撤去

し新に土を設けたり」と。

二、日本軍は貴軍の撤退開始後射撃、爆
撃及追撃動作を行はず但し飛行機に
依る偵察は此の限りに非ず又貴軍撤退
後に於ては日本軍は虹口附近に於て工部
局道路地域（虹口、レーンの周囲を含む）
を保持するに止むへし。

三、貴軍の第一線撤退完了後日本軍は
其の撤退を確認す。為め護衛兵を有
す調査員を撤退地域に派遣す
右調査員は日本國旗を携へ識別を
便にす。

四、貴軍は右撤退地域外上海附近に在り曰
本人の生命財産を完全に保護すべく保
護完全ならざる時は日本側に於て適當の
手段を探るべし便衣隊は一切有効にせ
を禁止すること

五、上海附近（撤兵区域を含む）に在る外國人

の保護に關しては追て商議を行ひこと

六、排日運動の禁止に關しては一月二十八日吳

市長の村井總領事になした約束を嚴重に實行すること。

本項に關しては日本外交官憲より貴國

上海行政長官に付し別に交渉す所あ

以上諸項にして實行せらるゝ場合には日本軍は貴軍に付し自由行動を執るの已もを得ざるに至つてく其の結果生ずる一切の責

任は貴軍に在り。